



広島県独自の月次支援金もスタート

国の月次支援金が 6/16 からスタートしていますが、広島県独自でも「がんばる中小企業者月次支援金」が 6/21 より始まっております。支給条件等は基本的には国の月次支援金と同じですが、広島県のは **5 月や 6 月の売上が前年または前々年の同月比で 30%以上減少した場合も対象**となります（国の月次支援金は 50%以上減少）。そのため、国の月次支援金が対象外の場合でも県の支援金が対象になる場合があります。また**国と県の重複支給も可能**です。支給額は国のものと同様に、中小法人は月 20 万円、個人事業主は月 10 万円が上限です。

申請は 5 月分は 6/21~8/20、6 月分は 7/1~8/31 です。なお広島県以外でも独自の支援金を発表しているところがありますので、ご確認いただければと思います。

損したのに課税される？ 仮想通貨の「総平均法」

世界各国でコロナによる経済腰折れを防ぐべく大規模な財政出動がなされた結果、その資金の一部は株式市場のみならず、金（きん）などの資産や、果ては高級時計や絵画などにも投資・投機資金として流れ、高騰の一途をたどって来ました。最近では**コロナ後の景気 V 字回復は既定路線で、その後のインフレ懸念で利上げが早期に行われるという警戒感が市場の話題の中心となりつつある状況**です。

ところで、一時はほぼ話題に上がらなくなった仮想通貨（= 暗号資産）も昨年 12 月頃から大幅上昇しており、例えばビットコインは昨年秋 100 万円 今年 4 月高値 700 万円 6 月 400 万円、と波乱の動きになっています。こうなると 3 年前同様に仮想通貨の利益を確定申告する方が多数出てくると思うのですが、当時と比べて確定申告時の計算方法も整備が進んでおり、国税庁もかなり詳細な Q & A や計算用のエクセルシートまで HP 上で発表しております。

基本的な計算方法が 3 年前と変わった訳ではないのですが、1 点気になったのは「**評価方法の届出がない場合は、総平均法で計算する**」（令和 1 年度より）という部分です。

計算方法には移動平均法と総平均法があり、移動平均法は売買の都度平均単価を計算し直していく方法で、総平均法はその 1 年間で買った金額と数量を全部足し算して、年末に初めて平均単価を出す方法です。通常トレードする場合はその都度利益が出たか知りたいので、移動平均法の計算を（自然に）行っているのですが、怖いのは**移動平均法だと損してるのに総平均法だと利益が出てる計算になる可能性がある**ことです。

例えば 500 万円で 1BTC 買い、450 万円で 1BTC 売り、300 万円で 1BTC 買い（保有中）の場合、移動平均法では $\frac{500 + 300}{2} = 400$ だけを考えるので 50 万円の損になります。ところが総平均法だと $\frac{500 + 300}{2} = 400$ の 400 万円が平均単価となるので、逆に 50 万円の利益になります。

もちろん逆のケースも起こりうるのですが、いずれにせよ総平均法は売買感覚に合わないの**で、仮想通貨の申告をされる場合は移動平均法の届出を合わせて出されることをおすすめ**します。確定申告書と同時に、翌年 3/15 までに提出すれば OK です。